

令和 5 年 6 月 19 日現在

機関番号：12603

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2022

課題番号：20K22013

研究課題名（和文）越境する子どもたち：戦間期における国際児童保護、難民保護とパスポート制度

研究課題名（英文）Border-Crossing Children: International Child Protection, Refugee Protection, and the Rise of the 'International' Passport

研究代表者

大鳥 由香子 (Otori, Yukako)

東京外国語大学・世界言語社会教育センター・講師

研究者番号：90882316

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果として、19世紀末から1920年代のアメリカ合衆国への子どもの移民をめぐると行政の展開を論じた博士論文(Disposable Subjects: Law and Child Migration to the United States, 1890s-1920s)を完成させることができた。この論文はハーバード大学大学院歴史学研究科に提出され、国際的にも高い評価を受けた。また、博士論文の第一章は日本語の雑誌論文として書き直したものが、査読付き論文として出版された。このほかにも、博士論文の英文単著としての刊行に向けたさまざまな準備を進め、国際学会へも招聘された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、子ども史の視点から、移民規制と難民保護の展開について考察を深めた点が挙げられる。これまでの移民史研究では、特に米国を対象とした場合、人種やエスニシティを中心とする分析が中心であり、主に成人男女の事例から歴史叙述が行われてきた。また、パスポートやビザなどの国境で行われる文書手続きは、規制の手段としてはあまり検討されてこなかった。本研究の特徴としては、子どもとパスポート制度に注目した点が挙げられる。特に、国際的なパスポート制度や米国のビザ制度がどのように形作られたのかを問い、さらに子どもへの影響を論じたことは、現在の移民問題や難民問題を検討する上でも重要な視点をもたらすだろう。

研究成果の概要（英文）：This research projects gives insights into the development of laws and regulations governing the immigration of children from Europe to the United States. My dissertation, "Disposable Subjects: Law and Child Migration to the United States, 1890s-1920s" was submitted to Harvard University History Department in December 2021. This dissertation receives a commendation for the outstanding dissertation award from the Society for the History of Children and Youth. I presented my research in international conferences and published a peer-reviewed journal article in Japanese based on Chapter 1 of my dissertation.

研究分野：アメリカ史・ヨーロッパ史

キーワード：子ども パスポート 越境 移民 移住 移民規制 児童福祉 難民保護

1. 研究開始当初の背景

本研究は、研究代表者の博士論文に関連して進められたものである。研究代表者は2020年4月に東京外国語大学世界言語社会教育センターにテニユアトラック講師として着任した。本来であれば、2020年に博士論文の提出を予定していたが、コロナ禍でその予定の見直しを迫られるなかで、本研究を進めることとなった。

研究代表者の博士論文(Disposable Subjects: Law and Child Migration to the United States, 1890s - 1920s)は、1890年代から1920年代に、アメリカ合衆国の移民政策と児童福祉の連関を問うものであった。19世紀末からの革新主義の時代の米国には、東欧や南欧から多くの新移民が移り住み、アメリカの移民政策や国境管理の仕組みは彼らの入国を取り締まることを通し、形成されたといえる。この時代はまた、米国内では児童保護への関心が高まり、1912年には連邦政府内に児童局が設置された。しかし、既存の移民法や移民政策に関する歴史研究の多くは、成年男女の移民のケースを対象に行われたものであった。子どもの移住のプロセスというのは、成人男女のそれとは異なるものだったのだろうか。また、異なっていたとすればどのような違いが認められるのだろうか。入国管理の手続きに児童保護の考え方はどのように取り入れられていたのだろうか。このような問いに始まった本研究は、何よりも子どもの入国に関する政策に焦点を当てたことに特徴がある。

さらに、パスポートやビザなど、国境管理において用いられる文書の役割を探究するという点も、本研究の特徴にあげられる。米国の移民政策については、アジア系移民、感染症患者や障害者など、出自、身体的な特徴や経済的理由から特定の集団に向けて行われた排斥についての議論は多い。しかし、パスポートやビザなど、今日までに国際的に定着した国境管理の基本的な制度は、手続き的なものにとどまり、移民規制の装置として検討の対象となることは少なかった。

この点がよく表れているのが、1924年移民法(ジョンソン・リード法)をめぐる理解であろう。同法はアジアからの移民の規制を拡大し、それに伴い日本からの移民もほぼ全面的に禁止されることになったため、日本では排日移民法としても知られている。一方、ヨーロッパ各国からの移民に対しては、国別割当数の上限を縮小した上で、クォーター制度の恒久化を定めた。第一次世界大戦後のヨーロッパからアメリカへの移住は大幅に制限されたわけだが、この法はビザ制度を恒久化するものでもあった。パスポートおよびビザ制度はクォーター制度の実施に不可欠であったが、この制度の運用が実際にどのように行われていたのかについての研究も非常に少ない。しかし、第一次世界大戦後のヨーロッパにおいて、そもそも出身国ないし居住国の政府発行のパスポートを取得し、さらに米国のビザを取得するプロセスは現在とは大きく異なり、誰が公式な身元証明書類の発行対象に当たるのかの明確な基準はなかった。特に、家族用パスポートの使用が一般的であり、成人男性がパスポートを取得したときに、妻子が含まれることも多かった。当時の史料をみると、女性や子どもがパスポートや米ビザを単独で取得する手続きは煩雑で、決して容易ではなかったことがわかる。

2. 研究の目的

本研究の第一の目的は、子どもの越境、特に現在で言うところの「難民」にあたる子どもの越境に関して、国際的なパスポート制度の成立がどのように影響をしたのかを明らかにすることであった。現在のパスポート制度がその形を取り始めたのは、第一次世界大戦期から1920年代のことといわれている。米国の場合も、第一次世界大戦に参戦したのち、市民の出入国に際し、パスポートを取得、携帯することが求められるようになった。同時にビザ制度も導入され、非米国人の米入国には、原則として米国以外の政府が発行したパスポートの提示と海外の米領事館におけるビザの取得が必要となった。

アメリカ合衆国の入国管理は、19世紀後半に連邦政府の権限として行われるようになったが、20世紀初頭に至っても、個々の入国申請者を対象にアメリカ市民と非市民の間の区別が厳密に行われていたとは言い難い。例えば、子どもの移民の場合は、父親が先に米国に移住し、家族を呼び寄せるといったケースは少なくなかった。その際、父親のアメリカ合衆国における法的地位には少なくとも3つの可能性があった。すなわち、すでに父親が帰化を済ませている場合、申請中の場合、そして滞在はしているものの、帰化に関する手続きは全くおこなっていない場合であった。この時、父親がすでにアメリカ市民であれば、その外国生まれの子どもには米国での居住開始に伴い、派生市民権が自動的に付与された。20世紀の初頭においては、これらの子どもが米国国境でどのように扱われるのかの統一的な見解がなく、当時の記録からは、移民法に基づく審査を経ずに子どもが引き渡されることもあったことがわかる。父親が子どもの市民権を主張した場合、連邦政府の入国管理官にはそれを阻止する権限が必ずしも付与されていなかった。

さらに、帰化の手続きは20世紀の初頭に至るまで、各州政府の権限に委ねられており、帰化を証明する書類の形式などもバラバラであった。米国国境において、移民の入国管理がより厳格に行われるようになると、入国申請者のうち疾患などを理由に入国を拒否された者が、自らのア

アメリカ市民権を主張し、移民法の枠外での入国を申請する事例なども相次いでいた。第一次世界大戦が勃発すると、安全保障上の理由からアメリカ市民の帰国を取り締まる必要も生じたが、パスポートやビザなどの文書を用いた入国管理制度は市民と非市民の区分を厳密にしたといえるだろう。これらは子どもの入国を管理するために設計された制度ではないが、外国生まれの子どもが米国へ入国するのに必要な手続きを定めていた。

本研究の第二の目的は、難民と移民というカテゴリーが、子どもの越境にどのように影響を与えたのかを探究することであった。アメリカ合衆国の入国審査において、移民と難民というカテゴリーが区分されていったとされるのは、第二次世界大戦後のことである。1920年代に、難民というカテゴリーが国際的に構築されていくに伴い、第一次世界大戦中に各国で導入または強化されたパスポート制度の国際的な統一化も進められた。本研究は子どもの難民というカテゴリーが法的な保護の対象とはならずとも、形作られていく様子を明らかにしようとした。

3. 研究の方法

本研究では特に、3名のアメリカ人女性（グレース・アボット、ジュリア・ラースロップ、ルース・フランシス・ウッズスモール）に着目して研究を進めた。このうちラースロップとアボットはともにシカゴのハル・ハウスのレジデントであり、連邦児童局の初代と第2代の局長を務めたことで知られている。両者は正規の法学教育を受けたわけではなかったが、ソーシャルワークの専門化に深く寄与し、児童労働や児童福祉に関する連邦法の施行に携わった。一方、ウッズスモールは元々高校教員であったが、第一次世界大戦期にキリスト教女子青年会（YWCA）の職員としてフランスに渡り、その後、コンスタンティノーブルを拠点に難民救済にあたることになった。ウッズスモールは第二次世界大戦後に連邦政府職員として働いた記録は残されているが、本研究の対象とする時代においては、あくまでもその活動の基盤を中産階級の女性団体であるYWCAにおいていた。これらの女性たちの史料については、本研究開始前に一部を収集しており、それらの分析から本研究をスタートさせることになった。

本研究ではコロナ禍で、海外渡航を伴う研究調査を進めることが難しく、オンライン・データベースを用いての調査や二次文献の活用、すでに収集していた一次史料の分析や再調査を優先せざるを得なかった。本務校の図書館には、近年刊行された米移民史や米国史に関する書籍に限りがあり、本科研費を用いて購入した書籍などが博士論文の序論を仕上げる上で、また米子ども史に関連する原稿を用意する上で大いに役立った。さらに、米フィラデルフィアの公文書館が再開され、史料の取り寄せをおこなった。

とはいえ、2022年の秋には3週間渡米し、シカゴ大学とロックフォード大学でそれぞれアボットとラースロップの史料を閲覧することができた。この調査の結果、アボットとラースロップは、児童局に在籍中、移民行政への関与を最小限に抑えていたと結論づけることとなった。両者も子どもの移民の福祉には大きな関心を寄せていたものの、連邦移民局への関与を避けていたことを示す史料が確認できたからである。児童局と移民局は同じ労働省内に設置されていたが、児童局は職員も少なく、統計の活用などでは際立った成果をあげていたものの、女性職員も多かった。これに対し、移民局は労働省内でも予算と人員規模の点でも最大であった。アボットとラースロップは、入国管理と児童福祉の線引きを明確にすることで、むしろ児童局を守ろうとしたと考えられるのが妥当と考えざるを得なかった。一方、ウッズスモールについては、スミス大学史料館と国際連盟の史料館で収集していた史料を比較検討し、特に1920年に国際連盟によって行われたパスポート会議に関する史料の読み込みを進めた。これが、博士論文の第五章の核となった。

さらに2023年3月にも渡米し、ワシントンの公文書館において、米移民局の史料を収集し、特に博論の書籍化に伴い、今後の調査が必要と見込まれるケースを洗い出した。

4. 研究成果

本研究の開始当初は、コロナ禍で博士論文審査の予定を立てることができず、研究計画は度々の変更を余儀なくされた。しかし、2021年1月には年齢に関するアメリカ歴史学会（American Historical Association）のオンラインセミナーに参加し、学会報告をおこなった。この際に受けた助言をもとに、博士論文の構成を見直すことになった。その後、2021年12月には米ハーバード大学歴史学研究所に博士論文を提出し、翌年の3月には無事に博士号を授与された。当初の予定からは遅れたものの、オンラインのデータベースを用いた調査の対象を拡大したことで、より質の高い博士論文を提出することに結びついた。博士論文は子ども史の国際学会（Society for the History of Children and Youth）より、2021年度に提出された博士論文の中でも優秀なものとして表彰された。

2022年8月にはドイツで行われた人道主義をめぐる国際学会に招聘され、各国の若手研究者と交流を深めた。その際、短時間ではあったが、ハンブルグの移民博物館を見学し、新移民のアメリカへの出国の管理がどのように行われていたのかについての展示を確認した。2022年10月には博士論文の審査員だったインディアナ大学のマイケル・グロスバーグの退官記念の会議に招聘され、報告をおこなった。この会議はアメリカ法制史学会のプレ・コンフェレンスとして企画されたものであり、そのまま国際学会に参加し、ケンブリッジ大学出版会の法制史のシリーズ

の担当編集者と会い、博論をもとにした英文単著を同シリーズから刊行するための具体的なアドバイスを受けた。さらに、アメリカ法制史学会の若手研究者対象のセミナーにも応募し、2023年6月にウィスコンシン大学で行われるセミナーへの招聘が決まった。

2022年度から23年度にかけては、日本語の査読付き論文を刊行したほか、アメリカの移民・エスニシティ学会のプログラムに参加して、博論の一部を雑誌論文として刊行するための助言を受け、さらに博論をもとにした英文書籍の執筆作業も進んでいる。この他、本研究とも関連するトピックで書籍の章を執筆し、国際的な学術誌への書評を依頼される、スミソニアン・マガジン誌にコメントが掲載されるなど、本研究開始当初には想定していなかった成果を上げることができた。そのため、英文単著の刊行については、本研究の当初の計画と比べると予定通りには進まなかった点もあるが、全体として十分な成果を上げることができたと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Yukako Otori	4. 巻 NA
2. 論文標題 Disposable Subjects: Law and Child Migration to the United States, 1890s-1920s	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Harvard University PhD Dissertation	6. 最初と最後の頁 i-414
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大鳥由香子	4. 巻 57
2. 論文標題 「UAMsの創出 1907年移民法と『保護者帯同の原則』の法制化」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 『アメリカ研究』	6. 最初と最後の頁 185-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Yukako Otori	4. 巻 NA
2. 論文標題 Book Review of Elizabeth Anderson's Agents of Reform: Child Labor and the Origins of the Welfare State	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Business History Review	6. 最初と最後の頁 NA
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計6件（うち招待講演 4件 / うち国際学会 3件）

1. 発表者名 大鳥由香子
2. 発表標題 アメリカにおける黒人の身体 女性と子どもを中心に
3. 学会等名 東京外国語大学BLM連続セミナー（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 大鳥由香子
2. 発表標題 岐路に立つアメリカ社会 「産獄複合体」とその歴史から考える
3. 学会等名 府中市立図書館講演会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 大鳥由香子
2. 発表標題 越境者の身体と移民規制の始まり エリス島を中心に
3. 学会等名 ボストン日本人研究者交流会 東京支部 講演会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Yukako Otori
2. 発表標題 Age as a Documented Fact: Child Migration and Immigrant Inspection at Ellis Island
3. 学会等名 American Historical Association (AHA) Seminar on Chronological Age (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukako Otori
2. 発表標題 “Exclusion for ‘Protection’: The Making of Unaccompanied Alien Minors as a Legal Category”
3. 学会等名 Eleventh Biennial Conference of the Society for the History of Children and Youth (SHCY) (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Yukako Otori
2. 発表標題 "Esther Kaplan's Saga: From an Undesirable Immigrnt to an Undeportable 'Child'"
3. 学会等名 Children and the Law: A Conference in Honor of Michael Grossberg: American Society for Legal History Pre-Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 大鳥由香子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 東京外国語大学出版会	5. 総ページ数 384
3. 書名 武内進一・中山智香子編『ブラック・ライヴズ・マターから学ぶ アメリカからグローバル世界へ』	

1. 著者名 大鳥由香子	4. 発行年 2023年
2. 出版社 小鳥遊書房	5. 総ページ数 320
3. 書名 佐久間みかよ、橋川健竜、増井志津代、小倉いずみ編『改革が作ったアメリカ 初期アメリカ研究の展開』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織		
氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------